

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和元年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
徳島地方法務局	徳島市津田町一丁目
徳島地方法務局	徳島市津田町二丁目
徳島地方法務局	徳島市津田町三丁目
徳島地方法務局	徳島市津田本町一丁目
徳島地方法務局	徳島市津田本町二丁目
徳島地方法務局	徳島市津田本町三丁目
徳島地方法務局	小松島市櫛漕町字大谷
徳島地方法務局	小松島市櫛漕町字大谷奥
徳島地方法務局	板野郡板野町下庄字栄寿
徳島地方法務局	板野郡板野町下庄字栖養
徳島地方法務局美馬支局	美馬市穴吹町口山字梶山
徳島地方法務局美馬支局	美馬市美馬町字大宮西
徳島地方法務局美馬支局	美馬市美馬町字高瀬